

議案第 64 号

北海道市町村総合事務組合規約の変更について

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を次のとおり変更する。

令和 4 年 6 月 8 日提出

清水町長 阿部一男

北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

北海道市町村総合事務組合規約（平成 31 年 2 月 22 日市町村第 1877 号指令）の一部を次のように変更する。

別表第 1 上川総合振興局（30）の項中「(30)」を「(31)」に改め、「上川広域滞納整理機構」の次に「、上川中部福祉事務組合」を加える。

別表第 2 の 9 の項中「上川広域滞納整理機構」の次に「、上川中部福祉事務組合」を加える。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。